

改葬について

改葬の定義

- 「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を、他の墳墓または納骨堂に移すこと。(墓地埋葬法2条、第3項)

市町村長の改葬の許可

- 「改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長の許可を受けなければならない。」定めています。従って改葬には市町村長の許可を要するということです。

(※ 改葬の許可は、死体または焼骨の現に存する地の市町村長が行う。(申請書の提出先))

手続き方法

- 改葬の手続きには、通常の手続きと無縁墳墓の手続きがあり、墓地埋葬法施行規則に定めています。
- 市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければなりません。(墓埋則21)
 - ① 死亡者の本籍、住所及び性別(死産の場合は父母の本籍、住所及び氏名)
 - ② 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
 - ③ 埋葬または火葬の場所(埋葬場所については地番まで記入)
 - ④ 埋葬または火葬の年月日
 - ⑤ 改葬の理由
 - ⑥ 改葬の場所
 - ⑦ 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者または焼骨収蔵委託者(以下(墓地使用者」といいます。))との関係

添付書類

この申請には次の書類を添付しなければなりません(墓埋則2条2項)

- ① 墓地または納骨堂(以下「墓地等」といいます。)管理者の作成した埋葬もしくは埋蔵または収蔵の事実を証明する書面(これにより難い特別の事情のある場合においては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)
- ② 墓地使用者以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本
- ③ その他市町村長が特に必要とする書類
 - ・ 申請者本人確認のための身分証明書の写し
 - ・ 改葬先の墓地等管理者の受入承諾書(受入証明書)